

# 「誰か」のことじゃない。



人権週間  
12月4日-10日

1949(昭和24)年から日本でも毎年12月4日から12月10日

の一週間は「人権週間」と定められています。

「人権週間」は、家庭で、職場で、学校で、友だちと、みんなと、人権を  
考える一週間です。

「人権週間」の強調項目のひとつに子どもの「人権を守ろう」があります。

子どもにも大人と同様に人権があります。大人以上に人権を侵害されやすい

子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。しかし、

子どもを取り巻く環境は、虐待、いじめ、体罰、子どもの貧困など問題があ

ふれ、深刻な状況にあります。

## 体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

昨今、幼児や児童を、親が虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい  
事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児  
童福祉法等の改正法において、体罰はゆるされないものであることが法定化  
され、2020年4月1日から施行されましたが、現在も後を絶ちません。

「しつけ」のつもりでも、子どもの身体や心に傷を残してしまう行為であ

れば「虐待」となります。子どもへの虐待は、行政や関係機関による対応だけでなく、家族や近所、地域  
の身近な方たちの協力で未然に防いだり、早期に発見することが可能となり子どもたちの大切な生命を  
守ることができます。子育ては家族みんなで、そして地域全体で子どもたちの成長を支えていきましょ  
う。

児童虐待の定義は、次の4種類に分類されます

### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投  
げ落とす、激しく揺さ  
ぶる、やけどを負わせ  
る、家の外にしめだす  
など

### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的  
行為を見せる、性器を触  
る、または触らせる、ポル  
ノグラフィの被写体にする  
など

### ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与え  
ない、ひどく不潔にする、自  
動車の中に放置する。重い病  
気になっても病院に連れてい  
かないなど

### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、子  
どもの目の前で家族に対し  
て暴力をふるう、など

## あなたの電話で、守れる命があります



児童虐待かも…と思ったら、  
すぐにお電話ください。

児童相談所  
虐待対応ダイヤル

189

通話料無料

※一部のIP電話からはつながりません

## 子育てのこと、頼れる場所があります



ご自身が出産や子育てに悩んだら…  
子育てに悩む人がいたら…  
こちらにご相談ください。

児童相談所 相談専用ダイヤル

通話料  
無料

0120-189-783

※一部のIP電話からはつながりません

# なごみ

第237号

2021年12月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



# みんなで築こう 人権のまちづくり



## 第21回 『和東町人権を考える集い』を開催します

《日時》

2021年12月4日(土)

《場所》

和東町人権ふれあいセンター 2F大ホール

1部 9:40～

小・中学生人権作文発表

2部 10:15～

人権講演

三重県人権教育・啓発研究会代表

松村 智広さん

「へこたれへん～人はきつとつながれる～」

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用と検温にご協力ください。  
当日、体調が悪い方の入場はお断りする場合があります。

## 情報

あなたの「はたらく」をサポート

## 出張相談会

「はたらく」ための一歩、お手伝いします!

月日:12月17日(金)

時間:9:30～11:30

場所:和東町役場2階商工会館研修室

コロナ禍で離職を余儀なくされた方、シフトが減ったこと等によって減収となった方、転職をお考えになっている方などが対象です。

京都ジョブパーク(マザーズジョブカフェなど)やハローワークといった支援機関で受けられるサポートをご案内します。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ  
お申し込み

075-682-8913

(京都府 商工労働観光部 雇用推進室)

0774-78-3488

(和東町 人権啓発課)

答えのない就活をあなたと共に考えます

京都ジョブパーク



非正規雇用女性等就労促進事業

## ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

12月の相談日

月日...12月9日(木)

時間...午前9時30分～12時

場所...人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先  
和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212

